

平成30年度後発医薬品安心使用促進事業

資料2

【目的】

府民及び府内の医療関係者が後発医薬品(以下、「GE」という)を安心して使用するための取組みを行い、GEの使用促進を図る。

【背景】

- 平成27年8月 大阪府後発医薬品安心使用促進のための協議会を設置
- 平成28年度にアンケートを実施し、大阪府におけるGEの課題の把握を行い、一定の対策を行ってきた
- 大阪府におけるGEの使用割合(院外処方箋調剤)は平成30年2月時点で69.6%(全国平均72.5%)で第41位

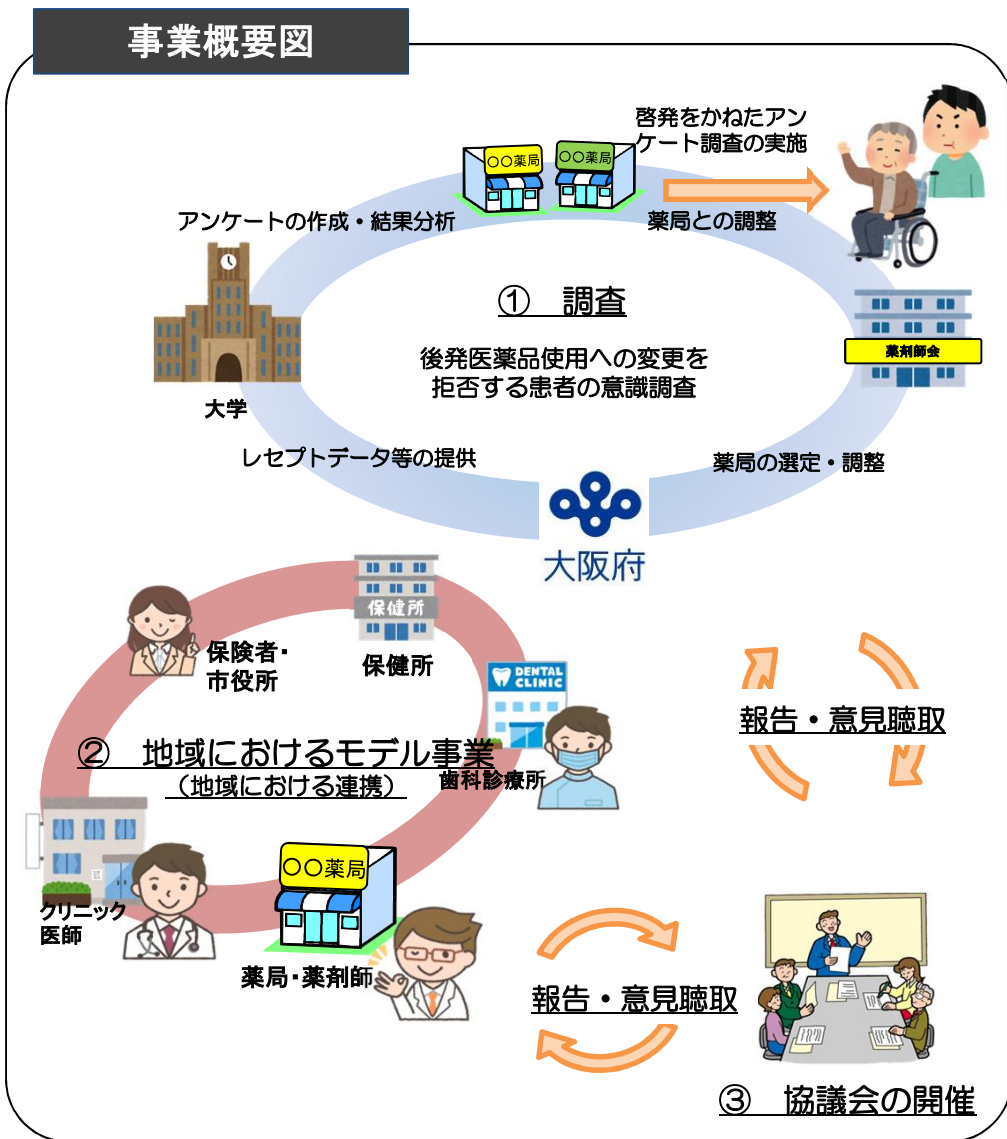
【平成29年度協議会で得られた今後必要な取組】

1. 市町村で使用割合に差がある原因を調査
2. 処方医が患者の服用しているGEを知るための方策
3. GEの在庫不足が起こらない工夫
4. 患者への薬局薬剤師からの積極的な説明
5. 継続した府民への啓発

【厚生労働省から示された資料に基づく課題】(参考資料P15)

1. 薬局における一般名処方に対する後発医薬品調剤割合が全国と比較して低い(全国80.6% 大阪府75.3%)
2. 後発医薬品の患者の拒否割合が高い(全国18.6% 大阪府23.0%)

医療関係者と薬局薬剤師が協力しながら、後発医薬品の安心使用を推進するために、
①後発医薬品への変更を拒否する患者の意識調査
②地域におけるモデル事業
 を行う。



1. 薬局における患者の意識調査「大学・府薬・行政の連携」

- 薬局において一度後発医薬品への変更を拒否した患者へ再度勧めることが少ないこと、患者の後発医薬品拒否率が高いというデータもあることから、後発医薬品使用への変更を拒否する患者の意識調査を行う。
- ・府内の薬局において、後発医薬品を拒否する患者に対面で聞き取りを行い、拒否の要因等について調査を行う
 - ・拒否をした患者に対し、説明パネルを活用し、後発医薬品の正確な情報を説明することによって、患者の意識を変える

【大阪府薬剤師会】

- ・患者の意識調査を実施する薬局250施設選定を行う
- ・各薬局10枚、総計2,500枚の調査票を収集→集計・分析は、大学にて行う
(調査実施は9月中旬からの約2か月間を予定)

【大阪薬科大学】

- ・後発医薬品使用への変更を拒否する患者の意識調査表(別添1)を作成
(事前に患者及び薬剤師にインタビューを実施し調査項目を検討)
- ・薬局で使用する患者説明パネルを作成 (品質編・経済編・今日からあなたもジェネリック編)(別添2)
- ・後発医薬品使用への変更を拒否する患者の意識調査表を回収し、集計・分析を実施

【病院・薬局実務実習調整機構】

- ・薬局には薬学実習生の受け入れもしていることから、大阪府の事業を府内薬局で行うことについて理解

【効果】

- ・薬局薬剤師が丁寧な説明を行うことによって、後発医薬品の使用促進につながる。
- ・患者に対して、後発医薬品の正確な知識を周知することができる。
- ・後発医薬品使用への変更を拒否する患者の意識調査の結果から、市町村ごとの使用割合に差がある原因を分析し、対策をとることができる。

2. 地域におけるモデル事業「患者を中心とした取組」

○患者を中心とし、医師・歯科医師と薬局薬剤師などが地域で連携することによって、後発医薬品の安心使用につなげる。

協議会 取組 - 2 及び 3
国資料からの課題 - 1

【門真市】(人口:124,677人 薬局数:59)

○薬局薬剤師の取組み

- ・薬局薬剤師が患者に対し後発医薬品についてお薬手帳を活用し、説明する。
→ 患者へ次回の診察時に医師・歯科医師に見せるよう伝えていく → “医師・歯科医師へフィードバック”(※)
- ・薬局薬剤師の患者への説明の仕方などのコミュニケーション力の向上を図る
(府の好事例ハンドブックを活用、後発医薬品調剤割合が80%を超える薬局からアドバイスを受ける、勉強会の開催)

○安心使用促進の環境づくり

- ・9月8日(土)健康展で啓発ブースを設け、子供と保護者向けの冊子を用いて、後発医薬品のメリットを説明する。
- ・薬局内で患者向けの後発医薬品の説明用資材を用いて啓発活動を行う。
- ・地域において三師会が連携し、後発医薬品の使用促進に取り組んでいることの周知を行う。

【泉南地域】(人口:泉南市63,311人 阪南市 55,936人 岬町16,259人 薬局数:泉南市 12 阪南市 19 岬町 5)

○薬局薬剤師の取組み

- ・薬局薬剤師が患者に対し後発医薬品について丁寧に説明し、患者が変更するに至った内容をお薬手帳に記載する
→ 患者へ次回の診察時に医師・歯科医師に見せるよう伝えていく → “医師・歯科医師へフィードバック”(※)
- ・後発医薬品に変更した患者へ服薬状況を確認する。→ 患者が安心するためのフォローアップを行う
- ・各薬局の後発医薬品の在庫調査を行い、地域全体で安定供給を図る。

○安心使用促進の環境づくり

- ・一般名処方に関する啓発 ⇒ ポスターなどの啓発資材を作成
- ・地域において三師会が連携し、後発医薬品の使用促進に取り組んでいることをポスターを活用し周知を行う。

※患者が後発医薬品に変更するに至った内容 (例)

- 【薬剤名: _____】
- ・患者に説明した内容
 - 先発と効果が同等であることの説明
 - 国民皆保険制度の維持について説明
 - 支払額の説明
 - オーソライズドジェネリックであることの説明
 - 錠剤が小さく飲みやすいことの説明
 - 錠剤・シートごとに販売名が記載されていることの説明

【八尾市】(人口268,457人 薬局数 96)

協議会 取組 - 3 及び 5
国資料からの課題 - 1

・調整中

【効果】

- ・薬局薬剤師が丁寧な説明を行うことによって、後発医薬品の使用促進につながる。
- ・患者が納得した後発医薬品を使用し、医師・歯科医師へのフィードバックすることによって後発医薬品の安心使用促進につながる。

3. 継続した患者への啓発

協議会意見での取組 - 5

- ・ケーブルテレビや子育て向け無料冊子といった今まで活用していない媒体を使った後発医薬品安心使用促進の啓発
- ・大阪府教育庁が主催する「放課後子ども教室」を活用した啓発
(小・中学生から後発医薬品の正しい知識の啓発を実施)

ジェネリック医薬品に関するアンケート（案）

- ・本アンケートは大阪府下の薬局を利用されている方を対象に、ジェネリック医薬品に関する考えについてお伺いします。
 - ・今回頂戴するご意見は、ジェネリック医薬品を安心して使用できる環境づくりへの参考にさせていただきます。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ※薬剤師、薬学実習生のみなさま：GE啓発資材もあわせてご用意ください。

最初にあなたご自身についてお聞きします。

問1 性別を教えてください。 ※○はひとつ

1 男性	2 女性
------	------

問2 年齢を教えてください。

() 歳

問3 お住まいはどちらですか。

() 市・町・村

問4 職業を教えてください。 ※○はひとつ

1 正社員・正職員
2 契約・派遣社員・非常勤職員等
3 パート・アルバイト
4 自営業・自由業
5 専業主婦（夫）
6 学生
7 無職
8 その他（ ）

問5 現在服用している薬の種類と服用期間（主疾患で一番長く服用している薬の期間）を教えてください。

① 薬の種類 約（ ）種類

② 服用期間 約（ ）年

問6 ①～③の薬を服用したことはありますか。 ※○はひとつずつ

	ある	ない	わからない
① 心臓疾患の薬の服用経験	1	2	3
② 抗がん剤の服用経験	1	2	3
③ 抗血栓薬・抗凝固薬の服用経験	1	2	3

裏面に進みます

ここからは、ジェネリック医薬品についてお聞きします。

問7 ジェネリック医薬品について、聞いたことはありますか。 ※○はひとつ

- 1 ある 2 ない ⇒GE啓発資料:品質編①～今日からわたしもGE編②を説明後、問12へ

問8 ジェネリック医薬品の使用について、いかがお考えですか。 ※○はひとつ

- 1 使いたくない
- 2 どちらかといえば使いたくない
- 3 どちらでもない
- 4 どちらかといえば使いたい
- 5 使いたい

問9 今までにジェネリック医薬品を使用したことはありますか。 ※○はひとつ

- 1 過去に使用したことはあるが、現在は使用していない
- 2 今までに使用したことはない
- 3 わからない

問10 薬局でジェネリック医薬品を勧められた場合、拒否しますか。 ※○はひとつ

- 1 はい 2 いいえ ⇒GE啓発資料:今日からわたしもGE編②を勧奨後、問12へ

問11 ジェネリック医薬品を拒否する理由は何ですか。 ※○はいくつでも

《注》 回答により、⇒で示しているGE啓発資料を用いて、患者さまへの説明をお願いします。

- 1 品質が不安だから ⇒品質編①へ
- 2 効き目が不安だから ⇒品質編①へ
- 3 副作用が不安だから ⇒品質編①へ
- 4 ジェネリック医薬品メーカーが信用できないから ⇒品質編②へ
- 5 添加剤が先発品と違うから ⇒品質編①左・今日からわたしもGE編①へ
- 6 色、におい、形などが先発品と違うから ⇒今日からわたしもGE編①へ
- 7 期待していたほど安くないから ⇒経済編①へ
- 8 安いとむしろ不安だから ⇒経済編①左へ
- 9 その他 { } ⇒回答内容に応じて説明

問12 最後に先ほどの説明を聞いたうえで、ジェネリック医薬品の使用についていかがお考えですか。 ※○はひとつ

- 1 使いたくない
- 2 どちらかといえば使いたくない
- 3 どちらでもない
- 4 どちらかといえば使いたい
- 5 使いたい

ご協力ありがとうございました。

ジェネリック医薬品ってどんな薬？

「ジェネリックは品質がちょっと…」というあなたへ

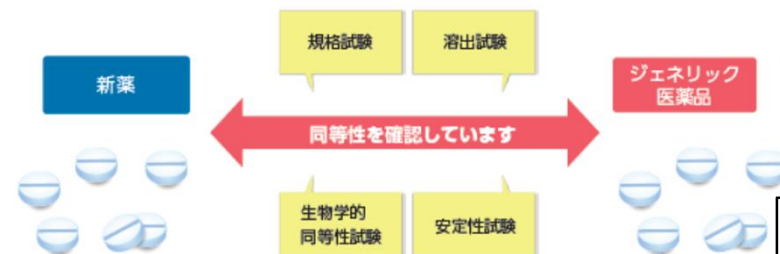
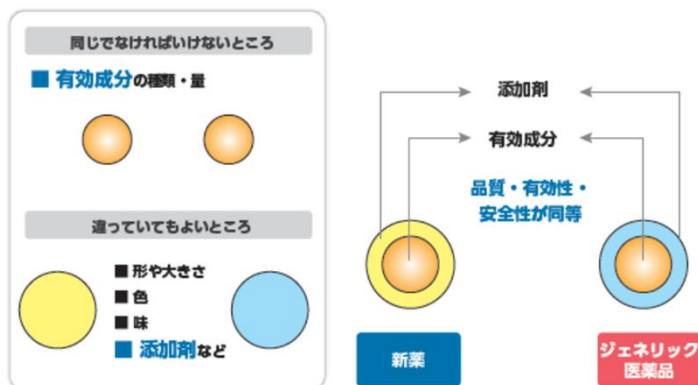
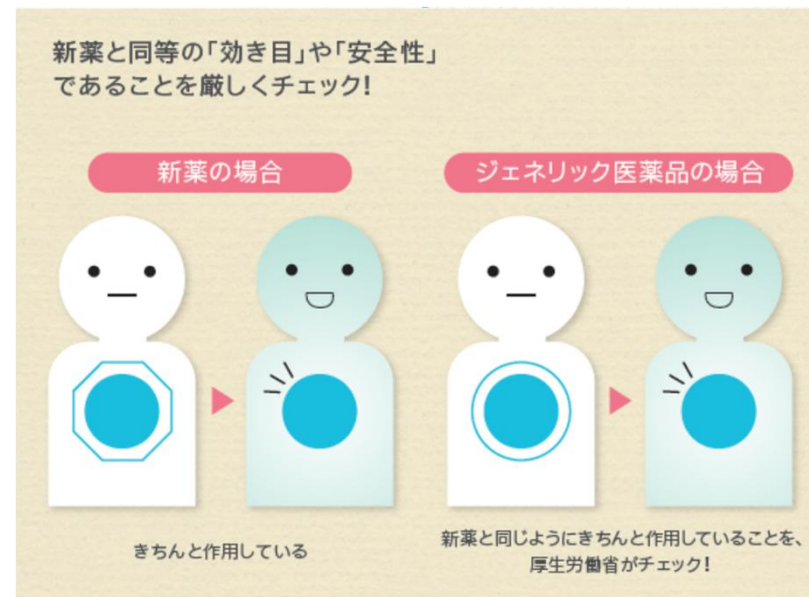
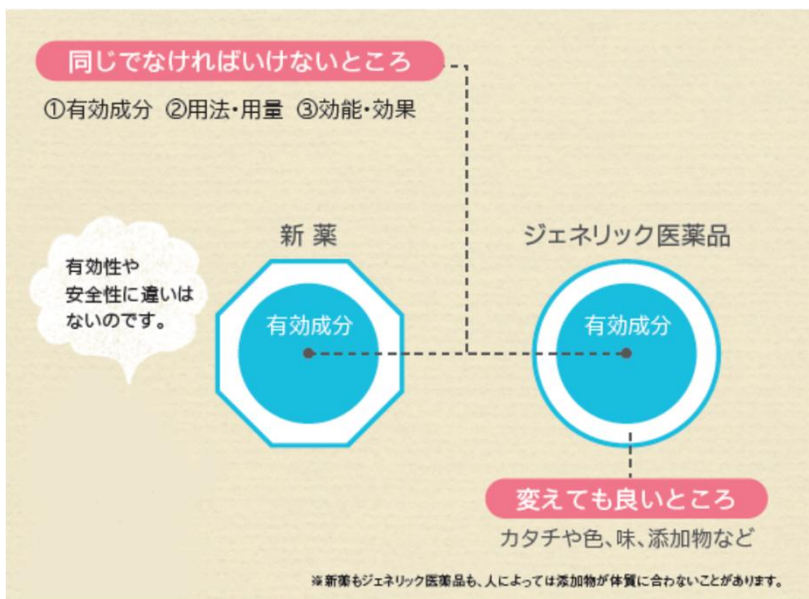
< 品質編 ① >

有効成分や効き目は今までの薬と同じです。

- 元となる新薬（先発医薬品）と同じ有効成分を同じ量含み、効き目や安全性が同等であるとして、厚生労働省が承認した薬です。

厚生労働省の品質基準をクリアしています。

- 国が定めた厳しい品質基準で審査されます。また、法律にしたがって、**新薬と同様に製造管理や品質管理が厳しくチェック**されます。これらをクリアしたもののだけが、製品化を許可されています。



別添2

ジェネリック医薬品ってどんな薬？

「ジェネリックは品質がちょっと…」というあなたへ

< 品質編 ② >

厳重な品質管理のもとでつくられています。

- ジェネリック医薬品を生産する工場についても、**新薬と同じく、国が定めた基準や環境のもとで製造されています。**また、製造工程に問題はないか、できあがった薬が適正なものか検査されています。

医療現場とメーカーが情報を共有して、安心・安全な薬を提供しています。

- 病院・薬局などの医療現場とメーカーが定期的に情報交換をしています。また、製造販売後も安全管理基準が守られ、薬の安全性が保証されています。



製品や工場を定期的に査察。

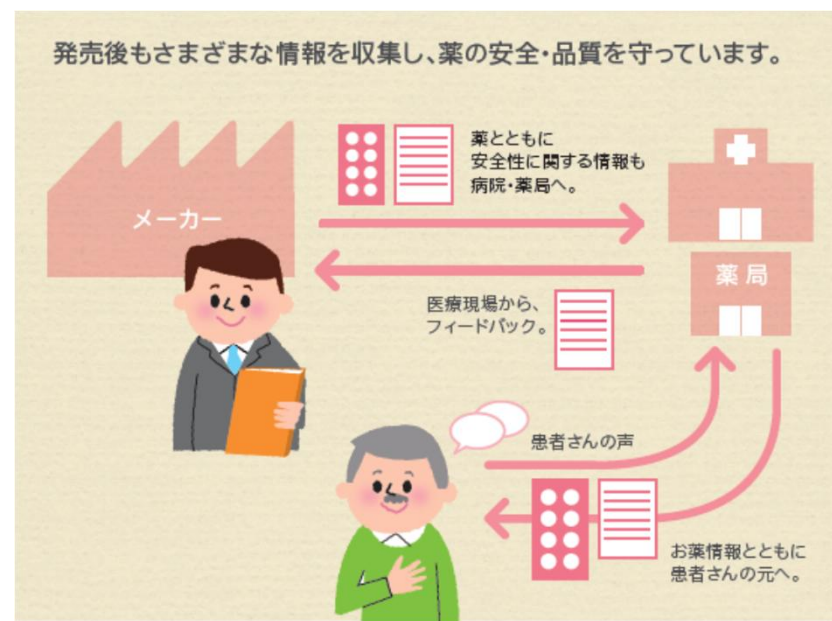
薬事監視員により工場内の視察、製品の抜き取り検査など、徹底したチェックが行われます。

管理の行き届いた
クリーン度の高い工場
で生産されます。

※薬事監視員は医薬品等の製造・販売業者などに立ち入り、製品の品質、有効性、安全性を検査し、必要に応じて監視や指導も行います。

国の基準で定期的に工場や製品をチェック！

基準をクリアするよう厳しく管理しています。

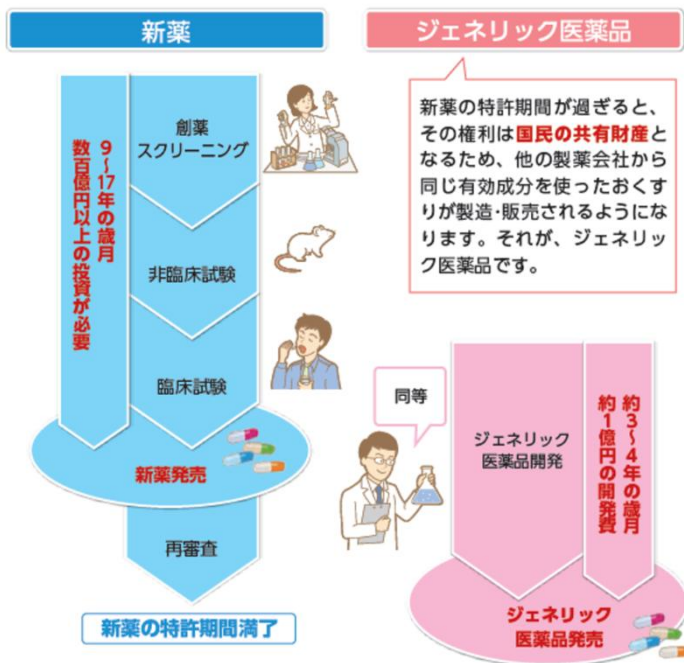


ジェネリック医薬品ってどんな薬？

「ジェネリックは品質が悪いから安いのでは？」
というあなたへ

ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）の特許が切れたあとに、他のメーカーから発売される薬です。

- 新薬（先発医薬品）は長い歳月と数百億円以上の費用をかけて開発されます。そのため、製薬会社は新薬を開発すると、特許を取って発売します。
- 新薬の特許期間が過ぎると、その権利は国民の共有財産になるため、他社が同じ有効成分を使って製造・販売できるようになります。つまり、ジェネリック医薬品は、新薬と比較して研究・開発費が少なくて済み、新薬の医療現場での使用実績や情報をもとにして効率よく開発されるため、低価格で提供されているのです。

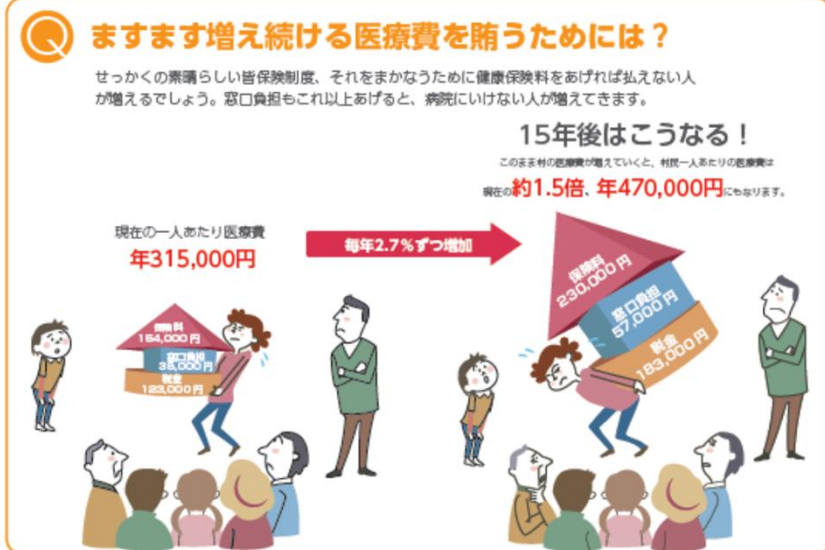


< 経済編 ① >

「ジェネリックに替えても、さほど安くならないな…」というあなたへ

将来の世代に医療費負担を先送りして、もし国民皆保険制度が破たんしたら大変！

- ジェネリック医薬品の使用が、医療費の節約に役立つ1つの手段であることから、政府もその普及を推進しています。



ジェネリック医薬品ってどんな薬？

「ジェネリックに替えても、さほど安くないな…」というあなたへ

< 経済編 ② >

今までどおり、
将来も医療を安心して
受けていくために。

現在、
国民皆保険制度は
危機に面しています。

高齢化と医療の高度化に伴い、
医療費が膨らみ続ける日本。
このままでは医療保険制度
そのものが維持できません。



保険料や税金を支える労働人口も減少し、
制度設計の前提が崩れてしまっています。



そこで
ジェネリック
医薬品の普及

が求められて
います。

きちんと知って、
みんなで社会貢献
しましょう！

個人の負担 国の負担 健保組合の負担

ジェネリック医薬品を
みんなが使えば、
医療費を減らせます。



ひとりひとりが
未来のためにできることを。



今、ジェネリック医薬品を選ぶことが
将来の安心につながります。

世界でも高い充実度を誇る、日本の国民皆保険制度。
この制度を維持していくには、一人ひとりが医療費を節約しなければなりません。
「ジェネリック医薬品を選ぶ」ことは、誰もが簡単にできる節約法。
身近なところでできる社会貢献のひとつなのです。

ジェネリック
医薬品が
普及しないと…
国民皆保険制度の維持は
さらに厳しく…

今あなたが当たり前
受けている医療が、
これまで通り受けられなく
なる可能性も…

窓口負担が増えたり…
税金が上がったり…

ジェネリック医薬品ってどんな薬？

「そうは言っても、剤形、味や香り、
添加剤の違いが気になる…」というあなたへ

- ジェネリック医薬品の中には、新薬と色や形が違うものもあります。これは、新薬が発売されてからジェネリック医薬品が発売される間の製剤技術の進歩や、製薬企業の製剤開発の工夫により、より飲みやすく改良することがあるからです。
- 色や形、味や香りなどが異なる場合がありますが、効き目に差はありません。
- ジェネリック医薬品は新薬と異なる添加剤を使用する場合がありますが、医薬品に使用する添加剤は、それ自身が体に作用したり有効成分の治療を妨げたりするものは使用していません。使用前例があり、安全性が確認されている添加剤が使用されています。 添加剤が異なっても、効き目や安全性に影響はありません。

※ただし、アレルギーがある方は、新薬、ジェネリック医薬品を問わず、添加剤の中でアレルギーを起こすものがあるかもしれませんので、医師や薬剤師にご相談下さい。

添加剤の使用目的

- 有用性を高める
- 製剤化を容易にする
- 品質の安定化を図る

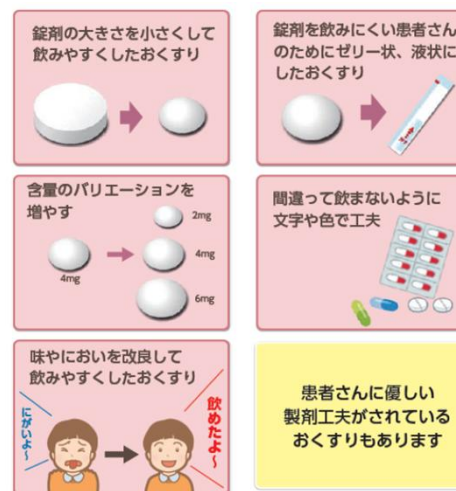
添加剤の使用条件

- 投与量で**薬効を示さない**
- 投与量で**無害である**
- 有効成分の**治療効果を妨げない**

< 今日からわたしもジェネリック編 ① >

「価格の安さ以外にジェネリックの
良いところはあるの？」というあなたへ

- 患者さんにやさしい製剤工夫がされている薬もあります。また、種類も豊富で、さまざまな病気に対応しています。



● **たくさんの病気に対応した、ジェネリック医薬品が発売されています。**

ジェネリック医薬品は、高血圧をはじめとする生活習慣病のお薬のほか、花粉症などのアレルギー疾患、感染症の治療など幅広く使われる抗生物質、さらには抗がん剤まで、さまざまな種類が発売されています。あなたのお薬も、ジェネリック医薬品にできる可能性は十分あります。

さらに

錠剤・散剤・カプセル剤・点眼剤・貼付剤・注射剤など、いろいろな形状の薬がつけられています。

～たとえばこんな病気にも～

高血圧の薬	脂質異常症(高脂血症)の薬	糖尿病の薬	狭心症の薬
花粉症などアレルギー疾患の薬	認知症の薬	抗生物質・抗菌剤など	ビタミン剤・カルシウム剤など

ジェネリック医薬品ってどんな薬？

< 今日からわたしもジェネリック編 ② >

「ジェネリック医薬品を処方してもらうにはどうすればいいの？」というあなたへ

病院では

診察のとき、お医者さんに
相談してください。

まずはお医者さんに、
ご自分の薬を
ジェネリック医薬品に
できるかどうか、気軽に
聞いてみましょう。



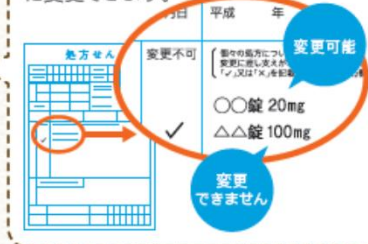
薬局では

処方せんを渡すとき、薬剤師さんに
相談してください。

薬局で薬剤師さんに処方せんを渡す際に、
「ジェネリック希望」とお伝えください。



処方せんの「変更不可」欄に「✓」または「×」の記入がなく、かつ、保険医署名欄に署名等がない場合、ジェネリック医薬品に変更できます。



ご家族にもジェネリック医薬品のこと、
教えてあげてください。

より多くの方にジェネリック医薬品を
お使いいただけるよう、
あなたが知った知識を
ご家族やご友人など、身近な方に
教えてあげてください。
「みんなで使う」ことが医療費の
節約につながります。



『ジェネリック希望&相談シール』で
もっと気軽に相談を。

保険証やお薬手帳の余白部分に貼り付けることで、
ジェネリック医薬品を希望している目印になります。

薬第1753号
平成30年7月9日

各薬局 管理者 様

大阪府健康医療部薬務課長

ジェネリック医薬品の使用促進について（協力依頼）

日頃から、大阪府薬務行政にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、国は国民皆保険制度を維持するため、平成32年9月までにジェネリック医薬品の使用割合を80%以上にする数値目標を定めました。

大阪府でも、これまでジェネリック医薬品を安心して使用できる環境づくりに努めてまいりましたが、本府の使用割合は、平成29年9月時点で66.6%であり（全国平均69.6%）、全国で42番目という状況です。

患者がジェネリック医薬品に変更したきっかけは、「薬局薬剤師からの働きかけが最も多い」というデータに基づき、今年度本府では、薬局薬剤師の皆様のご協力のもと、ジェネリック医薬品について丁寧な説明をすることにより患者の理解を得ることを更に推進する予定としています。

府は、大阪府薬剤師会、全国健康保険協会（協会けんぽ）と連携し、ジェネリック医薬品の安心使用促進に取り組んでまいります。今回取組みの一つとして「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を協会けんぽから府内の薬局*へ送付いたします。貴薬局の特徴などをご一読いただき、本府のジェネリック医薬品使用促進に向けての取組みに更なるご協力をお願いいたします。

なお、貴薬局のジェネリック医薬品の使用割合等のデータについては、協会けんぽから個々の薬局様に個別に送付するもので、本府及び大阪府薬剤師会に対しては、協会けんぽから情報提供を受けていないことを申し添えます。

*）協会けんぽに平成29年10月分レセプトを請求した実績のある薬局を対象としています

（ジェネリック医薬品の使用促進に関するお問い合わせ）

大阪府 健康医療部 薬務課

医薬品流通グループ 小森・後藤

TEL : 06-6941-0351（代表）内線 : 2553

FAX : 06-6944-6701

（「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」に関するお問い合わせ）

全国健康保険協会 大阪支部

企画総務グループ 西部・東

TEL : 06-7711-4310（直通）

ジェネリック医薬品軽減額通知をお送りしております

協会けんぽでは、処方されたお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、どのくらいお薬代（薬剤料）が軽減されるか試算した「ジェネリック医薬品軽減通知」を、自己負担額が一定額以上安くなることが見込まれる加入者の方へお送りしています。

平成28年度においては、この通知を約610万人の方に送付し、約154万人の方がジェネリック医薬品に切り替えられました。

協会けんぽでは、この通知の送付を平成21年度から実施しており、平成21年度から平成28年度までの8年間の累計では、約873億円（単純推計ベース）もの軽減効果がありました。

昨年度においても、平成29年8月に約358万人の方に送付しました。また、平成30年2月には、約345万人の方に送付を行っております。



○ジェネリック医薬品軽減額通知による軽減効果額等

	送付者数（のべ）	切替者数（のべ）	切替率	軽減効果額／年
全国	約1,316万人	約347万人	26.4%	約603億円
大阪支部	約154万人	約39万人	25.4%	約68.9億円

※平成21年度から平成28年度までの8年間の累計を記載しております。

ジェネリック医薬品希望シールをお配りしております

協会けんぽでは、加入者の方がジェネリック医薬品の調剤を希望されている場合、その意思表示をサポートするためのツールとして、健康保険証やお薬手帳に貼り付けて使用できる「ジェネリック医薬品希望シール」をお配りしています。

加入者の方から下図のように提示があった際には、ジェネリック医薬品についての説明をお願い申し上げます。



健康保険証への貼付の例



お薬手帳への貼付の例



ジェネリック医薬品に関するお知らせ

～協会けんぽ加入者の調剤状況に関する統計結果～

〒111-1111
大阪市〇〇区〇〇・・・

〇〇薬局 御中

全国健康保険協会 大阪支部

〒550-8510

大阪市西区靱本町1-11-7信濃橋三井ビル

TEL：06-7711-4300

全国健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営につきまして、平素より格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進を図るため、「平成32年9月までに80%以上」との数量シェア目標を定めました。

協会けんぽといたしましても、加入者の方のお薬代や保険料の負担軽減に繋がることから、ジェネリック医薬品の普及促進の取組みを積極的に進めております。

この度、普及促進に向けた取組みの一環として、協会けんぽ加入者の方のレセプトを集計し、地域におけるジェネリック医薬品使用割合等について、薬局様へ情報提供を行うことといたしました。

ジェネリック医薬品の取扱をご検討される際の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

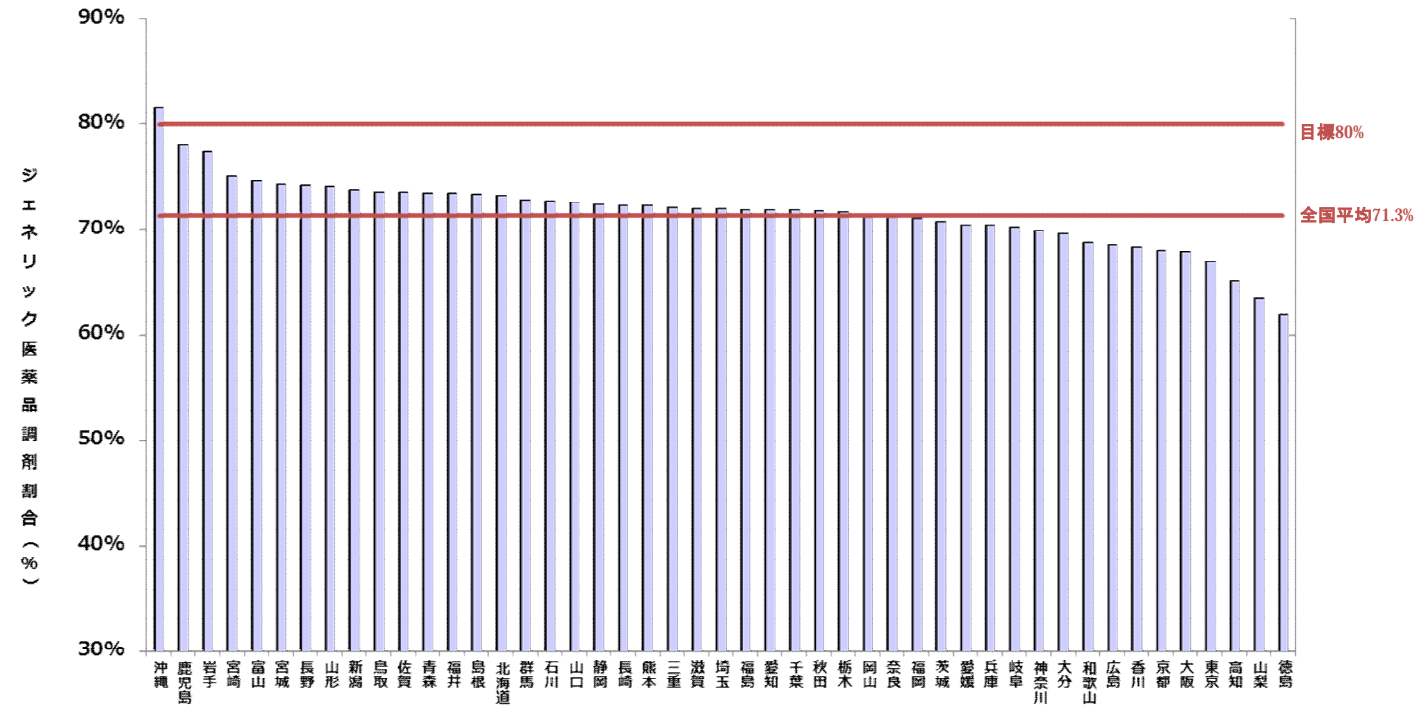
協会けんぽ加入者への調剤状況

協会けんぽ加入者の方の平成29年10月分のレセプトを分析し、「貴薬局」「二次医療圏平均」「府平均」それぞれのジェネリック医薬品の調剤数量等を算出しました。

	〇〇薬局	貴薬局	二次医療圏平均	府平均
人数	平成29年10月に貴薬局にて医薬品を調剤した協会けんぽの加入者数 (人)	263	169	165
	うち、ジェネリック医薬品を調剤した加入者数 (人)	182	119	118
	ジェネリック医薬品を調剤した加入者の割合 (%)	69.2	70.2	71.3
数量	平成29年10月に調剤された薬剤数量	13,727	24,064	24,266
	うち、ジェネリック医薬品のある先発医薬品の調剤数量	3,640	5,295	5,224
	うち、ジェネリック医薬品の調剤数量	6,380	11,027	11,079
	ジェネリック医薬品調剤割合 (%)	63.7	67.6	68.0
金額	平成29年10月に調剤された薬剤金額 (円)	855,779	1,251,769	1,363,033
	うち、ジェネリック医薬品の薬剤金額 (10割) (円)	156,722	207,917	221,768
	ジェネリック医薬品金額割合 (10割) (%)	18.3	16.6	16.3

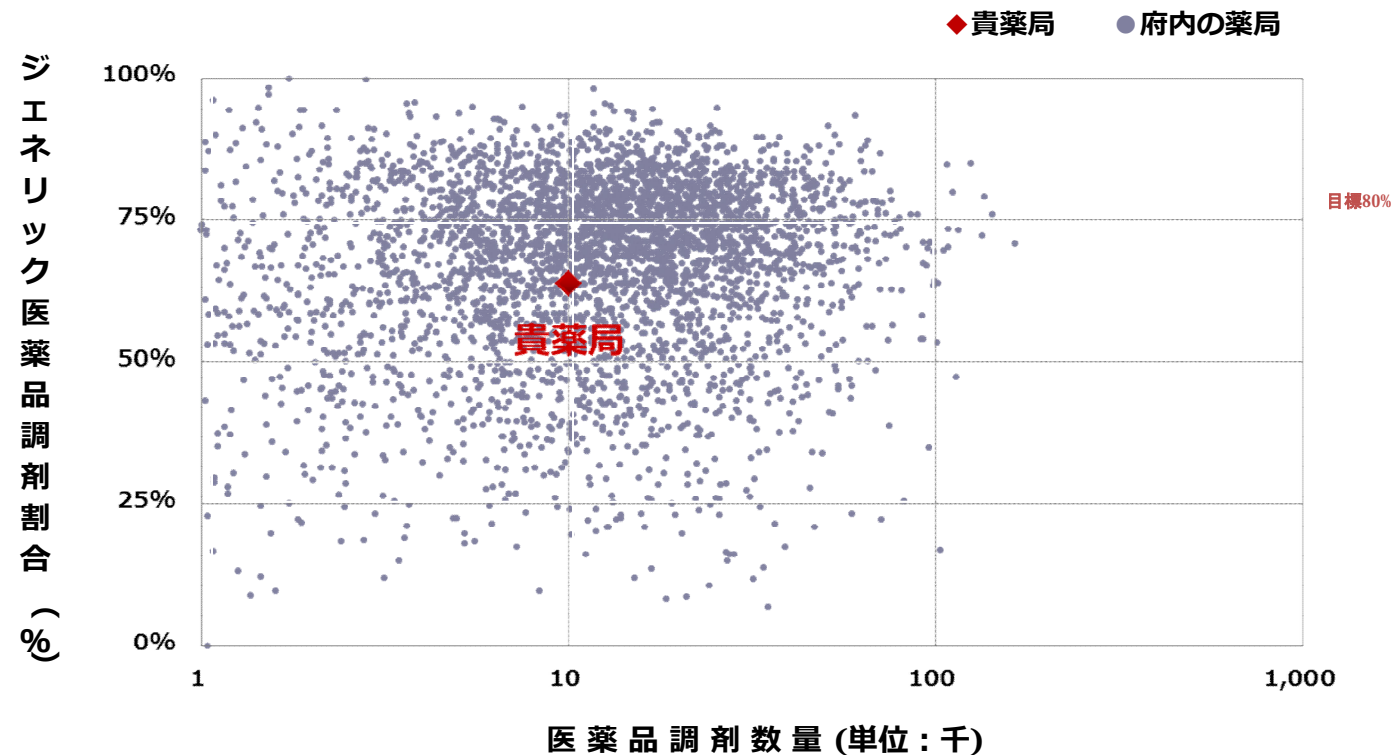
全国（協会けんぽ加入者）のジェネリック医薬品調剤割合

協会けんぽ加入者の方の平成29年10月分のレセプトを分析し、各都道府県におけるジェネリック医薬品の調剤割合を算出しました。他の都道府県と比較することで、貴薬局が所在する県のジェネリック医薬品調剤割合の位置付けと、国が定めた新たな目標（平成32年9月までに80%以上）の達成状況を把握することができます。



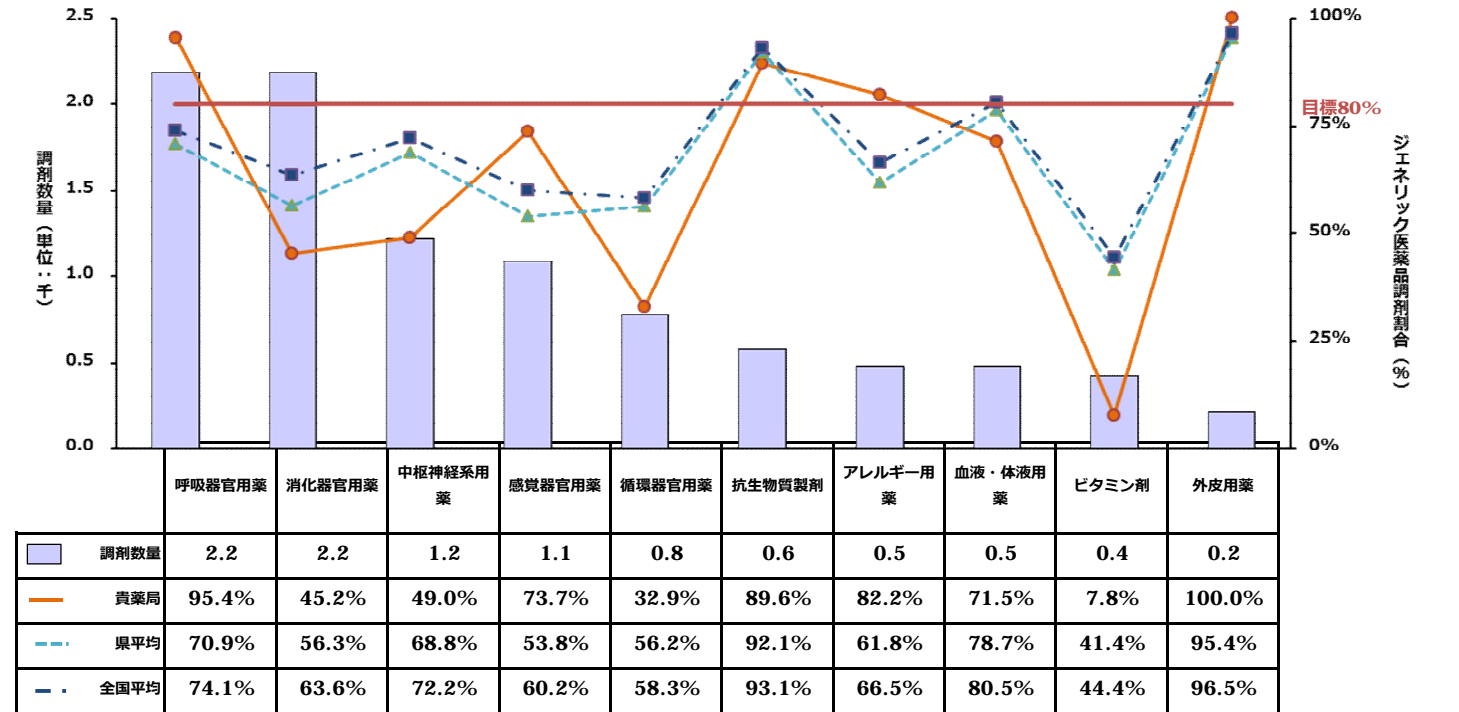
ジェネリック医薬品調剤割合の位置付け（大阪府内）

協会けんぽ加入者の方の平成29年10月分のレセプトを分析し、「ジェネリック医薬品調剤割合」と「医薬品調剤数量」を用いた大阪府内に所在する薬局の分布図を作成しました。大阪府内の薬局群と比較することで、貴薬局のジェネリック医薬品調剤割合の位置付けと、国が定めた新たな目標（平成32年9月までに80%以上）の達成状況を把握することができます。



薬効分類別のジェネリック医薬品調剤割合（例）

協会けんぽ加入者の方の平成29年10月分のレセプトを分析し、「貴薬局」「府平均」「全国平均」それぞれの薬効分類別のジェネリック医薬品調剤割合を算出しました。県平均及び全国平均と比較することで、貴薬局の薬効分類別のジェネリック医薬品調剤割合の位置付けと、国が定めた新たな目標（平成32年9月までに80%以上）の達成状況を把握することができます。



ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組事例

ジェネリック医薬品の一層の使用促進を図るため、保険薬局から病院への疑義照会のうち、調剤上の単純な変更などの事務的な疑義照会の効率化を目的として、処方せんの疑義照会を特定の場合について原則として不要とする合意書を取り交わす取組事例があります。

処方せん発行元医療機関と薬局の間で、剤形のみの変更調剤などについては、疑義照会を不要とすることを予め合意しておくことが、医療機関と薬局双方の負担を軽減する観点から有効であると考えられています。

この取組を効率的に運用するために、負担軽減に繋がる事項を随時合意事項に盛り込むことが望ましく、このためには、課題の発見・解決のために医療機関と薬局の間で定期的な情報連絡会の開催など情報共有していくことが必要と考えられます。

合意書

○○○病院と（保険薬局名称）は、院外処方せんにおける疑義照会の運用について、下記のとおり合意した。
 なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明した上で同意を得てから行うものとする。

記

- 院外処方せんにおける疑義照会の運用について
 以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。
 ① 成分名が同一の銘柄変更
 ② 剤形の変更
 ③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更
 ④ 無料で行う半錠、粉砕あるいは混合
 ⑤ 無料で行う一包化
 ⑥ 湿布薬や軟膏での取り決め範囲内の規格変更
 ⑦ その他合意事項
- 開始時期と有効期間について
 開始時期：平成 年 月 日
 有効期間：平成 年 月 日
- 内容変更について
 内容の変更については、必要時協議を行うこととする

平成 年 月 日

名称：○○○病院
 住所：
 代表者氏名：病院長

名称：
 住所：
 代表者氏名：